

神奈川ネットワーク運動・鎌倉を代表し、議案第33号「鎌倉市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の制定」について、反対の立場で討論いたします。

この条例は、いわゆる番号法の制定に伴って同法9条2項に基づく個人番号の利用について定めるもので、**今般全国の自治体において同様の条例が作られている**ところです。

第3条では、法に基づく個人番号の独自利用事務を「鎌倉市障害者の医療費の助成に関する条例」「鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例」「鎌倉市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例」による医療費助成事務としていますが、**今後、新たに独自利用に適すると判断される事務があった場合にはその都度付け足していく**ということです。

先頃、情報問題に詳しい法律家が新聞紙上で論じていたマイナンバー制度の評価を紹介させていただきます。

番号制度は「先進国ならどこにでもある」「今後の社会に不可欠なインフラ」と言われるが、実際には各国固有の事情に基づいて作られており、試行錯誤が重ねられつつある。日本のマイナンバー制度は1億を超える人に対してはじめてから網羅的に付番し、ICチップ付きのカードと連携させて、「社会保障・税番号制度」と「国民ID制度」「身元証明書制度」等を「てんこ盛り」にした目的に利用される。そして、それゆえに慎重な本人確認や分散管理など厳重な保護措置を導入した、いわば「重装備の番号制度」であり、他国に例を見ないものになっている。

以上ですが、とてもわかりやすくこの制度の核心を言い表しています。諸外国との比較においても、マイナンバーが特異な番号制度であることは間違いなく、**本来なら真に必要な制度なのか、ということがもっともっと論じられなくてはなりません。**

国は個人番号の利用の拡大を目指しており、国による法定事務が拡大すれば、連動して自治体の独自利用事務の可能性も拡大します。国は番号法の施行も待たずに今年9月には、預貯金口座、予防接種、メタボ検診などの情報と個人番号を結びつけるよう法律改正を行いました。**番号の利用分野が今後どこまで広がるかわからないということは、制度の目的が明確でない**ということです。

神奈川ネットでは、市の独自利用は慎重に、ということをして2月議会以来ずっと指摘し続けています。今般挙げられている3つの医療費助成事務についても個人番号の利用を急がなくてはならない理由は見出せません。**ひとまず条例を作っておけば、後で利用事務をいくらでも付け足せるというやり方はいただけません。**市による独自利用については、マイナンバー制度の番号通知が行なわれ、その後番号の利用についてどのような展開があるのかきちんと見極めた上で判断するのが賢明であると考えます。以上で反対討論を終わります。